

改正後	現行
<p><u>通知を参照すること。</u></p> <p>(2) 医療型児童発達支援給付費 ①～⑩ (略)</p> <p><u>⑪ 通所報酬告示第2の12の福祉・介護職員等特定処遇改善加算</u> <u>については、2の(1)の⑰を準用する。</u></p> <p>(3) 放課後等デイサービス給付費 ① 放課後等デイサービス給付費の区分 放課後等デイサービス給付費の区分については、第269号告示に規定する人員基準、障害児の障害種別及び利用定員に応じ、算定することとされており、具体的には、次のとおりであること。</p> <p>(一)～(四) (略)</p> <p>(五) 報酬区分を判定する際に用いる障害児の数について 報酬区分を判定する際に用いる障害児の数については、以下のとおり取り扱うこととする。</p> <p>ア～オ (略)</p> <p>(削る)</p>	<p>(2) 医療型児童発達支援給付費 ①～⑩ (略) (新設)</p> <p>(3) 放課後等デイサービス給付費 ① 放課後等デイサービス給付費の区分 放課後等デイサービス給付費の区分については、第269号告示に規定する人員基準、障害児の障害種別及び利用定員に応じ、算定することとされており、具体的には、次のとおりであること。</p> <p>(一)～(四) (略)</p> <p>(五) 報酬区分を判定する際に用いる障害児の数について 報酬区分を判定する際に用いる障害児の数については、以下のとおり取り扱うこととする。</p> <p>ア～オ (略)</p> <p><u>カ 平成31年3月31日までの間は、第269号告示別表第二に掲げる項目の欄の区分に応じ、その項目が見られる頻度等をそれぞれ同表の0点の欄から2点の欄までに当てはめて算出した点数の合計が13点以上とあるのは、第269号告示別表第二に掲げる項目の欄の区分に応じ、その項目が見られる頻度等をそれぞれ同表の0点の欄から2点の欄までに当てはめて算出した点数の合計が13点以上又はこれに準ずる状</u></p>

改正後	現行
<p>②～⑱ (略)</p> <p>⑲ <u>通所報酬告示第3の13の福祉・介護職員等特定処遇改善加算</u> については、2の(1)の⑰を準用する。</p> <p>(4) 居宅訪問型児童発達支援給付費</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>⑥ <u>通所報酬告示第4の6の福祉・介護職員等特定処遇改善加算</u> については、2の(1)の⑰を準用する。</p> <p>(5) 保育所等訪問支援給付費</p> <p>①～⑥ (略)</p> <p>⑦ <u>通所報酬告示第5の5の福祉・介護職員等特定処遇改善加算</u> については、2の(1)の⑰を準用する。</p> <p>第3 児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準別表障害児入所給付費単位数表（平成24年厚生労働省告示第123号。以下「入所報酬告示」という。）に関する事項</p> <p>(1) 福祉型障害児入所施設給付費</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>⑥ 強度行動障害児特別支援加算の取扱い</p> <p>入所報酬告示第1の1の注7の強度行動障害児特別支援加算については、対象となる障害児は1人からでも加算をすることは可能であるが、その場合でも、実践研修修了者を1人以上配置して、当該児童についての支援計画シート等を作成する等設</p>	<p><u>態とすること。</u></p> <p>②～⑱ (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(4) 居宅訪問型児童発達支援給付費</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(5) 保育所等訪問支援給付費</p> <p>①～⑥ (略)</p> <p>(新設)</p> <p>第3 児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準別表障害児入所給付費単位数表（平成24年厚生労働省告示第123号。以下「入所報酬告示」という。）に関する事項</p> <p>(1) 福祉型障害児入所施設給付費</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>⑥ 強度行動障害児特別支援加算の取扱い</p> <p>入所報酬告示第1の1の注7の強度行動障害児特別支援加算については、対象となる障害児は1人からでも加算をすることは可能であるが、その場合でも、実践研修修了者を1人以上配置して、当該児童についての支援計画シート等を作成する等設</p>